

【別記3 清掃目安】

|       | 清掃箇所                    | 清掃等の基準                                                                |
|-------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 厨房エリア | 施設の天井及び内壁のうち床面から1m以上の部分 | 月1回以上清掃し、必要に応じて洗浄・消毒を行うこと                                             |
|       | 施設の床面及び内壁のうち床面から1m以下の部分 | 1日1回以上清掃し、必要に応じて洗浄・消毒を行うこと                                            |
|       | 排水溝                     | 毎日ブラッシングと熱湯かけを行い、週1回以上洗剤を用いて重点的に清掃すること<br>食器洗浄室のステンレス製溝は定期的に外して清掃すること |
|       | グリストラップ                 | 週に3回以上清掃すること                                                          |
|       | 排気ダクト                   | 月1回以上清掃すること                                                           |
|       | 食品庫、冷蔵庫、冷凍庫、棚及び戸棚       | 毎日整理整頓するとともに、週1回以上清掃し、必要に応じて洗浄・消毒を行うこと                                |
|       | その他の設備、備品、器具            | 使用毎清掃し、かつ消毒すること                                                       |
|       | 食器洗浄室                   | 1日1回以上清掃し、必要に応じて洗浄・消毒を行うこと                                            |
|       | 給食エレベーター                | 配膳前に毎回清掃し、かつ消毒すること                                                    |
|       | 再加熱カート(インサート、カバー含む)     | 毎食後清拭し、かつ消毒すること                                                       |
|       |                         | フィルター清掃(毎月)、蒸発皿(適宜)を清掃すること                                            |
|       | 休憩室、更衣室、事務室及び専用廊下       | 1日1回以上清掃すること                                                          |
|       | トイレ                     | 業務開始前、業務中及び業務終了後に清掃し、かつ消毒すること                                         |